

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	選挙公報に関する条例		
条 例 番 号	昭和 27 年神奈川県条例第 44 号	法 規 集	第 1 編第 2 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	総務部市町村課		
条 例 の 概 要	公職選挙法第 172 条の 2 の規定に基づき、神奈川県議会議員選挙における選挙公報の発行等について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	公職選挙法は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公報を発行する制度を採用している。本県においても同様の趣旨から、県議会議員選挙において、この制度を採用しており、これを定める条例は必要である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、県議会議員選挙の都度、選挙公報が各世帯に配布されることにより、候補者の政見等有権者に周知されており、選挙運動の機会均等の確保に有効に機能している。	平成 19 年県議会議員選挙における選挙公報配布世帯数 3,500,700 箇所
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	選挙公報の発行は、候補者の申請により、県選挙管理委員会が行うとともに、各世帯への配布は、市区町村の選挙管理委員会が行うこととしており、効率的である。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	公職選挙法に基づき、県議会議員選挙における選挙公報の発行、配布等の制度を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	公職選挙法に基づき、県議会議員選挙における選挙公報の発行、配布等の制度を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)